

人吉市農業委員会定例総会
(第10回)

令和4年10月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年10月25日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 50 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 51 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 52 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簀 田 秀 彦
同	18番	湊 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	北 村 和 人

同	2 1 番	迫 田 公 江
同	2 2 番	仲 村 建 彦
同	2 3 番	東 照
同	2 4 番	東 悟
同	2 5 番	原 口 政 廣

議事録署名農業委員	2 番	永 石 栄 二
議事録署名推進委員	1 7 番	簗 田 秀 彦

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第10回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に2番委員、17番委員を指名します。
- 本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第50号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第50号 朗読

- （議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）おはようございます。それでは、議第50号、農地法第3条の許可申請に対する1番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用内、面積は2,294㎡です。権利種別は3条有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。備考としまして記載のとおりです。譲受人は現在、水稻、野菜、栗等を栽培されております。今回の申請地は、栗が数本点在しており、それを活用しながら空いた所には栗を植え、栽培をさ

れるということでした。位置図は前のスクリーンをご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第2・議第51号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第51号 朗読

○（議長）1番から3番まで私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

○（職務代理者）それでは、議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。

1番から2番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）おはようございます。議第51号、農地法第5条の許可申請に対する1番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外、面積は868㎡でございます。権利は所有権移転で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場となっております。事業計画書を読み上げたいと思います。土地の選定理由は、敷地内に客用の駐車場は完備するが、従業員等駐車場の確保が困難であり、安心して働いてもらうために場所を探し、申請地を選定されたということです。位置図はスクリーンに映し出されておりますのでご覧ください。周りは住宅街で、道があるところが入口となっております。近隣のところに全棟で45室ほどの客室がある宿泊施設を建てる予定とのことです。申請地は第3種農地でありまして、都市計画用途指定区域内でございます。給排水計画につ

いては、従業員等駐車場のため、給水設備は設置しないということでございます。被害防除計画につきましては、三面を住宅のブロック塀に囲まれており、一面だけが道路に接しているため造成中の問題はないと思いますが、問題が発生した場合は、速やかに対処するというところでございました。実質審査表をご覧ください。立地基準につきまして、農地の区分は第3種農地でございますので、第3種農地の転用は許可することができるということでございます。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様方のご審議の方よろしく願いいたします。

続けて、2番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。農振区分は農用外でございまして、面積は810㎡、所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用理由として、作業所及び休憩所ということですが、既に着工がなされておまして、現在は工事を中止し、この申請になったわけでございます。事業計画といたしましては、土地の選定理由は、作業所及び休憩所が必要なため申請地を選定したということでございます。休憩所ですので、給水計画はございません。雨水の処理方法については、自然浸透ということでございます。近隣には木などが生えており、本人は山林という判断で事業を開始したということでございましたが、よく調べてみると畑だったということで申請をされました。始末書も提出されております。始末書は「全部山林であったため、山林であると思い込み確認もしないで一部工事をしたため、すぐに工事を中止して申請をしました。このようなことを今後、起こさないように十分に注意するようにいたします」ということ内容で添付されております。近隣が山林のような形でございますので、被害防除は無いようでございます。審査表をご覧ください。農地の区分に関しましては、第2種農地で、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないということでございます。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

○（職務代理者）ありがとうございました。1番と2番は分けて採決を行います。

1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

次に2番の報告について質疑はありませんか。

○(3番委員) 転用目的に作業所兼休憩所とありますが、何の作業をされるのでしょうか。

○(10番委員) 従業員の作業所と休憩所ということで聞いております。

○(3番委員) どのような作業をされるのでしょうか。

○(事務局 豊永係長) 事務局から補足いたします。申請地の周りの地目が山林であり、譲受人が所有する山林となっております。その山林の中に申請地があり、周りの山林を伐採したり、山林の手入れをしたりするための作業所ということでした。

○(3番委員) 分かりました。

○(職務代理者) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○(15番委員) 2番についてですが、利用状況調査の際に工事をされておられ、栗の木を伐採されておられたので「ここは農地になっていて、違反転用の状態なので、今、作業をされている物は全て撤去してもらわないとならない。農業委員会事務局に話をしたい」とお願いをしました。作業所ということですが、明らかに作業所ではない建築物であり、別荘のような外観をしておりました。今、10番委員からご報告いただきましたとおりの話であれば、作業所兼休憩所ということで問題はないのでしょうか。

○(事務局 刈田主任) 事務局から補足いたします。事務局でも申請書等で内容の確認と添付されていた作業所の図面を確認した上で、譲受人に聞き取りをしたところ、壁は作らないとの話がありました。作業所兼休憩所ということで申請を受付けいたしました。以上です。

○(職務代理者) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。

３番につきましては、譲渡人が４番委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与することが出来ません。よって一時退席されますようお願いします。

（ ４番委員 一時退席 ）

- （職務代理者）３番について引き続き１０番委員の調査報告をお願いします。

- （１０番委員）３番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。申請地は以前に譲渡人の農業機械倉庫、農業機械の駐車場として用途変更が下りております。譲受人である息子さんは令和２年の豪雨災害で被災されており、現在、みなし仮設住宅に住んでおられます。令和５年にはみなし仮設住宅から退去しなければならないということで、今回、住宅用地として何カ所か検討をされたそうですが、なかなか条件に合わないということでお父さんに相談されたところ、申請地を譲ってもらえることになったそうです。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅で第１種農地でございますが、集落と接続しているため問題ないということです。事業計画、被害防除方策に関して添付されておりますので、読み上げます。土地の選定理由につきましては、令和２年７月豪雨災害により現在、みなし仮設住宅に住んでおり、自宅再建先で住宅用地の土地として利用したいということでございます。目的及び必要性といたしましては、自宅再建先として、住宅用の土地利用を目的にみなし仮設住宅期間が令和５年９月２１日で終了することから住宅の建設が必要になるため。給排水計画につきましては、上水道を使用し、雨水は自然浸透にて処理するというところでございます。生活雑排水、汚水の処理は浄化槽を設置し、側道路側溝へ放流するという計画をされております。被害防除計画につきましては、近隣農地への影響がないように造成を行い、崩壊等が起きた場合は早急に復旧作業を行うということでございます。完成後に問題が生じた場合は、その都度、話し合いを行い、問題解決を行うということでございます。位置図は前のスクリーンのとおりでございます。

実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地でございます、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしを認めます。よって3番は原案可決いたしました。

（ 事務局職員に4番委員を呼びに行くよう指示、4番委員 着席 ）

- （職務代理者）ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代します。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）4番について4番委員の調査報告をお願いします。

- （4番委員）おはようございます。5条の4番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。位置図はスクリーンをご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農用外となっております。面積は320㎡でございます。所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます、転用目的といたしまして駐車場の整備となっております。譲受人は3年ほど前に申請地の隣に住宅兼簡易郵便局を建設されました。住宅の前には駐車スペースがありますが、自家用車や職員の方の車を停めると、時間帯で重なった時にお客さんの車がどうしても停められず、前の県道に停められる方がおられるということで、最近、工事車両も多くなりまして、事故が発生してからではと遅いと思われ、今回の申請をされたとのことで

す。隣接地には農地はなく、申請地を整地し、その上にクラッシャーを敷いて整備をするということでございました。雨水についてはコンクリートをしませんので、自然浸透にて処理するというところでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。5番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。議第51号、農地法第5条の5番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外です。面積は300㎡のうち60㎡でございます。賃貸人、賃借人は記載のとおりでございます。転用目的といたしまして資材置場でございます。令和2年豪雨災害にて土砂災害の復旧工事でございます。現地は国道267号線に架かります大塚橋の通りのすぐ横でございまして、西側は胸川の上流、両方道路に挟まる形でありまして、被害防除方策につきましては、何ら問題ないと判断いたしました。実質審査表の6ページをご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。5番の調査報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

日程第3・議第52号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第52号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が6番は24番委員となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和4年10月17日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が6,716㎡、「畑」が3,682㎡、合計の10,398㎡あがってきております。一番下の所有権移転についてはございません。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。今回も農業公社が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸し付けの手続きについては農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、約1か月後になる見込みです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が4件、再設定が2件、合計

の6件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。10時4分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

6番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の6番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和4年度第10回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時6分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員